

令和6年度
東京都人権プラザ指定管理者評価委員会
議事録

令和6年7月30日（火）
東京都庁第一本庁舎33階特別会議室S5

午後 1 時 25 分開会

○渡邊課長 少し定刻より早いですが、皆様おそろいになったので、よろしければ始めさせていただきますと思うのですが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○渡邊課長 では、定刻より少し早いですが、皆様お集まりになりましたので、ただいまから「令和 6 年度東京都人権プラザ指定管理者評価委員会」を開催させていただきます。

私は、当委員会の事務局を務めます、東京都総務局人権部人権施策推進課長の渡邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の評価委員会では、令和 5 年度の指定管理者の管理運営状況について御審議いただくところでございます。

少し長い会議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、審議、議事録は、原則として公開することとなっておりますので、御了解いただければと思います。

それでは、会議に先立ちまして、まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

令和 6 年度指定管理者評価委員会会議次第の下に、本委員会の委員名簿、その下に、各資料を御用意しているところがございます。

資料名を申し上げますので、御確認ください。

資料 1 「指定管理者による管理運営状況評価制度について」。

資料 2 「東京都人権プラザの概要及び令和 5 年度管理運営状況」。

資料 3 「所管局による一次評価」。

資料 4 「東京都人権プラザ評価委員会による二次評価（案）」。

資料 5 「令和 5 年度東京都人権プラザ年間事業報告書」。

参考資料として、次の資料を御用意しております。

参考資料 1 「東京都人権プラザ指定管理者評価委員会設置要綱」。

参考資料 2 「東京都人権プラザ指定管理者管理運営状況評価結果（令和 2 年度から令和 4 年度まで）」。

参考資料 3 「東京都指定管理者制度に関する指針」。

参考資料 4 「公益財団法人東京都人権啓発センターが実施する主な事業区分（令和 5 年度）」。

以上でございますが、資料の不足はございませんでしょうか。

(首肯する委員あり)

○渡邊課長 ありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、東京都総務局人権部長の若林から御挨拶を申し上げます。

○若林人権部長 ただいま御紹介にあずかりました、人権部長の若林でございます。

本日は、委員の皆さんにおかれましては、本当にお忙しい中、東京都人権プラザ指定管

理者評価委員会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、東京都の人権施策に御理解、御協力いただいておりますことを改めまして御礼申し上げます。

さて、東京都の人権啓発の拠点である東京都人権プラザにつきましては、平成29年2月に、台東区橋場より港区芝に移転し、オープンしまして、今年で7年が経過いたしました。

人権プラザにおきましては、指定管理者制度を導入しておりまして、東京都の政策連携団体である公益財団法人東京都人権啓発センターが指定管理者として管理運営をしております。

平成30年4月1日から10年間を指定しており、本年が7年目となります。

指定管理者制度は、民間事業者等のノウハウを活用することによりまして、住民サービスの質の向上を図ることで、施設の設置目的を効果的に達成することを目的としております。

また、指定管理者の管理運営状況の評価は、管理運営状況を厳正に評価するとともに、指定管理者の新たな取組や努力している部分などを正しく評価することで、指定管理者がサービス改善に向けた意欲を高めていくものでございます。

本日、委員の皆様には、令和5年度の人権プラザの管理運営状況について御審議いただきまして、御評価をお願いするものでございます。

人権プラザの管理運営が適正かつ効果的に行われますよう、忌憚のない御意見と適正な評価を頂戴できればと存じます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○渡邊課長 次に、委員の皆様を御紹介させていただきます。

公認会計士の金子委員でございます。

○金子委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

○渡邊課長 お願いします。

東京都立大学教授の丹野委員でございます。

○丹野委員 丹野です。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○渡邊課長 東洋英和女学院大学名誉教授の石渡委員でございます。

○石渡委員 石渡です。

よろしくお願ひいたします。

○渡邊課長 弁護士の石井委員でございます。

○石井委員 石井です。

よろしくお願ひいたします。

○渡邊課長 東京人権啓発企業連絡会専務理事の関委員でございます。

○関委員 よろしくお願ひいたします。

○渡邊課長 ありがとうございます。

では、ここで本委員会の役割について確認させていただきます。

本委員会は、東京都人権プラザを管理する指定管理者の管理運営状況について、総合的かつ客観的に評価していただくために開催するものでございます。

評価していただくのは、年間を通じた管理運営状況ということで、今回は、令和5年度の管理運営状況が対象となります。

委員全員が、外部委員である学識経験者5名から構成されております。

また、東京都人権プラザ指定管理者評価委員会設置要綱第3の第2項に、委員長は、委員の互選により選出する旨が規定されておりますので、これより、本日の委員会の委員長を選任いたします。

出席されている委員の中で、委員長に適任であると考え委員がございましたら、挙手の上、御発言いただくようお願いいたします。

○関委員 はい。

○渡邊課長 はい、お願いいたします。

○関委員 昨年に引き続き、金子委員が委員長に適任であると考えますが、皆様、いかがでしょうか。

○渡邊課長 関委員から、金子委員を委員長に御推薦いただきました。

皆様、御意見はございますでしょうか。

(異議なし)

○渡邊課長 ありがとうございます。

関委員から御推薦いただいた、金子委員の委員長への選任について、出席委員から異議はございませんでしたので、金子委員を委員長に選出いたします。

これから先の会議進行につきましては、金子委員長をお願いいたします。

それでは、金子委員長、お願いいたします。

○金子委員長 金子です。

どうぞよろしくお願いいたします。

設置要綱に基づきまして、委員の皆様方から選任いただき、当委員会の委員長を務めさせていただきます。

委員の皆様方の御協力の下に、円滑な議事運営に努め、東京都人権プラザの指定管理者である公益財団法人東京都人権啓発センターの管理運営状況について、適切な評価を行っていきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に従って会議を進めます。

まず、指定管理者の評価制度、東京都人権プラザの概要、一次評価の結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○渡邊課長 ありがとうございます。

まず、都における指定管理者の評価制度について御説明させていただきます。

資料1「指定管理者による管理運営状況評価制度について」を御覧ください。

「1 評価制度の目的」は、指定管理制度を導入した施設の管理運営状況について、第三者の視点を含めた評価を実施し、都民サービスの一層の向上を図っていくこととさせていただきます。

次に「2 評価の流れ」は、資料に記載の図のとおりでございます。

次に「3 一次評価（所管局による客観的評価）」につきまして御説明いたします。

一次評価では、まず、施設の設置目的等を踏まえて、複数の確認項目を設定します。

その上で、各項目につきまして、センターから提出される報告書、ヒアリング等の結果を踏まえ、果たすべき業務の水準の達成状況を2点から0点までの3段階で評価を行います。

ただし、※に記載しているとおり、指定管理者の高度な専門性、ノウハウが要求される「人権相談の実施状況」、また、都立施設としての性質上要求される「都の政策と連動した事業の実施」の2項目につきましては、配点を2倍にしております。

各確認項目の得点の合計点に基づきまして、一次評価をS、A、B、Cの4段階で決定いたします。

次のページを御覧ください。

「4 二次評価（評価委員会による専門的な評価）」について御説明いたします。

二次評価では、一次評価の内容を踏まえ、「管理運営状況」や「事業効果」、「その他」につきまして専門的な評価を行います。

本日は、本委員会におきまして、二次評価をS、A、B、Cの4段階で決定させていただきます。

その後の手続は、資料の5、6に記載のとおりでございます。

次に、東京都人権プラザの概要について御説明いたします。

資料2「東京都人権プラザの概要及び令和5年度管理運営状況」を御覧ください。

人権プラザの概要につきましては、資料の1から4に記載のとおりでございます。指定期間は、平成30年4月1日から令和10年3月31日の10年間となっております。

次に、令和5年度の管理運営状況は、資料の5及び6に記載のとおりでございます。

令和5年度は「人権問題都民講座」をはじめとする7講座でオンライン配信を行いました。

うち5講座は、デジタルデバインドに配慮し、会場参加とオンラインとを併用したハイブリッド方式で実施しております。

詳細な事業方法につきましては、資料5として、令和5年度の年間事業報告書がございます。適宜御参照いただければと思います。

これらの管理運営状況等の結果を踏まえ、所管局による一次評価を実施いたしました。

次に、資料3「所管局による一次評価」を御覧ください。

この様式は、左から「大項目」「中項目」「確認項目」があり、中ほどに「評価水準」

と「配点」「評価」「評価理由」等から構成されております。

「大項目」は「管理状況」と「事業効果」の2項目でございます。

「中項目」は「適切な管理の履行」など7項目でございます。

「確認項目」につきましては、それぞれ番号を付しておりますが、全部で33項目でございます。

本日は、一次評価に当たりまして、ポイントとなった確認項目を中心に御説明させていただきます。

まず「中項目」「適切な管理の履行」のうち「1 指定管理者としての責務の遂行」を御覧ください。

様式右側部分の「評価理由」の欄を御覧ください。

1行目に【総評】として、評価の結論を記載し、2行目以下に実施状況等を記載しております。

令和5年度、人権啓発センターは、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権プラザの設置目的に沿って、中立性・公平性の確保に留意しながら、幅広く人権課題に対応しており、年度協定及び年間事業計画に基づいた管理運営の理念が適切に遂行されておりました。

このため「1 指定管理者としての責務の遂行」につきましては「概ね水準どおり」と評価いたしました。

次に「4 人材育成の取組」につきまして御説明いたします。

「評価理由」欄のポツ1つ目及び4つ目を御覧ください。

センターでは、令和4年度から固有正規職員制度（新人事制度）を導入したことに伴い、令和5年3月に「人材育成方針」それに基づく「研修基本計画」を改訂し、専門的人材の育成及び能力開発、ノウハウの維持・継承に係る体制を整備しております。

令和5年度においては、新たに業務執行に係る基本研修を実施し、センター職員として必要となる基礎的な知識のほか、財務会計等規程や就業規則、電子情報等の取扱いに関する知識の習得を図りました。

こうしたことから「4 人材育成の取組」につきましては「概ね水準どおり」と評価いたしました。

次のページを御覧ください。

2つ目の「中項目」「法令等の遵守」でございます。

「7 各種法令等の遵守」につきまして御説明いたします。

「評価理由」の一番下のポツを御覧ください。

センターは、令和4年度において、職員に対する指導・育成等が不十分であるなど、組織運営上の課題が浮き彫りとなりました。

そのため、業務執行の適正化に向けた実施計画書を策定し、業務フロー図の整備や新たな研修の実施などを行い、改善を図りました。

このため「7 各種法令等の遵守」につきましては「概ね水準どおり」と評価いたしました。

「9 事故への対応、都への報告・連絡」につきまして御説明いたします。

センターでは、令和4年度、個人情報漏えい事故、広報チラシ誤送付が1件発生いたしました。

これを受け、郵送物発送の際の確認作業を確実にを行うため「発送物確認簿」を作成し、いつ、誰と誰が、何をどのようにチェックしたか分かるようにし、課長まで確認した上で発送を行うことを徹底し、郵送物の誤送付防止を図るなど、取り組んでおり「概ね水準どおり」と評価いたしました。

次のページを御覧ください。

「中項目」「安全性の確保」につきまして御説明いたします。

「12 防災への配慮」を御覧ください。

「災害・事故発生時体制表」を作成し、利用者の安全を第一に考え、職員自ら臨機応変に行動できるよう、消防器具の配置場所を周知するなど、日頃から防災意識を高める取組を心掛け、また、ビル管理会社の消防訓練に参加し、避難誘導や救護等の訓練を行っており「概ね水準どおり」と評価いたしました。

「中項目」「適正な財務・財産の管理」につきまして御説明いたします。

「16 収支状況」を御覧ください。

令和5年度の予算、1億6641万1717円に対し、決算は1億5518万9344円であり、執行率93.3%ということで「概ね水準どおり」と評価いたしました。

次のページを御覧ください。

ここから2番目の「大項目」「事業効果」について御説明いたします。

「中項目」「事業実施・利用状況」のうち「20 来館者数」を御覧ください。

令和5年度の来館者数の合計は8,112人で、前年度比127.6%となりました。

このことから「概ね水準どおり」と評価いたしました。

次のページを御覧ください。

「21 人権相談の実施状況」について御説明いたします。

人権相談事業は、高度な専門性、ノウハウが要求されるものであるため、配点を2倍にしております。

「評価理由」ですが、令和5年10月から一般相談及び法律相談において、オンライン相談を開始し、さらに「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS（LINE）相談も開始いたしました。

相談件数の合計は1,669件と、前年度比94.9%となったため「概ね水準どおり」と評価しているところでございます。

次に「22 指定管理者による提案事業等の実施①」を御覧ください。

センターでは、展示室を利用して、学校、自治体等からの依頼に応じて、展示物の解説

等を行う人権学習会を合計88団体に実施しました。

また、特別展示の更新に合わせ、報道機関等を対象としたお披露目会を開催し、新たな展示をPRするとともに、お披露目会に先立ち、近隣の小学校を招待し、特別展示の見学や『セサミストリート』のキャラクターとグリーティングを行う特別展示見学会を実施しました。

令和5年度の展示室の利用者数は4,522人で、前年度比111.0%となりました。

こうしたことから「概ね水準どおり」と評価したところでございます。

「23 指定管理者による提案事業等の実施②」につきまして御説明いたします。

センターでは、セミナールームを利用して、日本で暮らす外国人との共生など、様々な観点で考える「人権問題都民講座」について、会場とオンラインを併用して4回実施いたしました。

また「子供人権教室」は全2回企画し、性の多様性から自分について考える講座等を実施いたしました。

「指導者養成セミナー」は、人権教育に関わる教員や企業等の人権研修担当者を対象に、全2回実施いたしました。

「インクルーシブシティ東京プロジェクト」として「①人権ディフェンダーになるための4日間集中プログラム<ユース向け>」、「②人権ディフェンダーになるための2日間集中プログラム<ユース世代と関わる大人向け>」を実施したほか「③特別展示『セサミストリーの仲間たちと学ぼう！子どもの権利』」を更新しました。

これらにより、インクルーシブな社会へ導き、支える「人権ディフェンダー」を育成し、彼らが主体的に人権について周囲に広げていくことを通じて、多様な人が共に支え合う「インクルーシブシティ東京」を実現することを目指しました。

令和5年度のセミナールームの入場者数は2,307人で、前年度比149.7%であり「概ね水準どおり」と評価いたしました。

次のページを御覧ください。

次に「24 指定管理者による提案事業等の実施③」につきまして御説明いたします。

センターでは、図書資料室を利用した図書資料室附帯事業を全2回企画し、アイヌの人々やその文化について理解を深める講座などを実施いたしました。

令和5年度の参加者数は69名、前年度比202.9%であり、さらに、図書資料室利用者数が1,283人と前年度比172.9%となったことで「水準を上回る」と評価いたしました。

次に「25 指定管理者による提案事業等の実施④」につきまして御説明いたします。

各局や区市町村、学校、企業が実施する人権啓発事業等に出張展示を積極的に行い、アウトリーチ型の活動を積極的に展開しました。

また、PR動画やバナー、関連映像、関連書籍、体験キット等、アウトリーチ活動に活用可能となるバラエティーに富んだ内容に展示内容を強化し、また、複数のテーマを組み合わせるなど、現場の意見や要望を踏まえ、適時適切な展示を提案しました。

令和5年度は、全27回実施、前年度比158.8%となったことから「水準を上回る」と評価いたしました。

次のページを御覧ください。

「中項目」「サービス内容の向上」につきまして御説明いたします。

「28 利用者の満足度」を御覧ください。

センターでは、利用者へのアンケートを実施しておりまして、その全ての項目につきまして、満足度が90%を超える評価を得ているところでございます。

こうしたことから、この項目につきましては「概ね水準どおり」と評価いたしました。

次のページを御覧ください。

最後の「中項目」である「行政目的の達成」について御説明いたします。

「33 都の政策と連動した事業の実施」を御覧ください。

東京都の長期計画に基づくプロジェクトとして、令和5年度から若年層を対象とする参加・体験・交流型の学習プログラムを展開するとともに、子供の権利について、楽しみながら学ぶことができるよう、特別展示を更新しました。

そのほかにも、都が実施するイベントへの出展や人権に関する都事業のPRを積極的に行う等、都の政策と連動して事業を実施することで、インクルーシブな社会に導く・支える「人」の育成を図っており「水準を上回る」と評価いたしました。

各項目の説明は、以上でございます。

次のページを御覧ください。

各項目の点数を合計しますと、一次評価の結果の合計点は39点となります。

これはS、A、B、Cの4段階評価のうち、Bに該当いたします。

なお、令和5年度につきましては、要改善事項はございません。

最後に【その他】の確認事項でございます。

まず、指定管理者の財務状況につきましては、財政状況や経営状況について、問題ないと評価しております。

次のページを御覧ください。

「特命要件の継続」につきまして御説明いたします。

特命要件とした内容は4点ございますが、いずれも充足しているものと認められます。

このため、人権啓発センターを指定管理者として特命選定する状況は継続していると判断いたしました。

所管局による一次評価の御説明は、以上でございます。

○金子委員長 ただいま事務局から一次評価の結果まで説明がございました。

昨年までは、この事務局の一次評価と、指定管理者から提出された年間事業報告書、今のお手元にあります資料5になりますが、これを元に委員会では書面で評価を行ってききましたが、本年度は、指定管理者にも委員会に参加いただき、直接対面で令和5年度指定管理事業の概要について、説明していただけることになりました。

指定管理者の公益財団法人東京都人権啓発センターの関係者に入室いただきますので、委員の皆様にはしばらくお待ちいただければと思います。

指定管理の委員会はいろいろとあるのですが、レギュラーの年度の評価で、直接事業者が委員会に参加されるのは、私が経験するなかでは初めてなので、画期的なことだと思います。直接話が聞けますので、後で質問の時間を取りますので、委員の皆さん、直接に質疑をいただければと思います。

(公益財団法人東京都人権啓発センター入室)

○金子委員長 皆様、準備は大丈夫でしょうか。

これから指定管理者から3分程度の御報告をいただいて、その後に質疑の時間を設けますので、委員の皆様方におかれましては、先ほど御説明しましたが、資料5の年間事業報告書も参照しながら、説明内容の御検討をお願いいたします。

それでは、御出席いただきました公益財団法人東京都人権啓発センターの皆さん方の自己紹介と、令和5年度の指定管理事業の概要報告をお願いいたします。

○松村事務局長 人権啓発センター事務局長の松村と申します。

よろしくをお願いいたします。

こちらにおりますのは、企画広報課長の水飼と申します。

○水飼企画広報課長 よろしくをお願いいたします。

○松村事務局長 では、お時間をいただきましたので、簡単に令和5年度の人権啓発センター及びプラザの事業について御説明したいと思います。

資料2がありますので、こちらを御覧いただきながら御説明したいと思います。

既に事務局からもお聞きになっているかと思いますが、令和5年度の人権プラザの事業ですが、令和5年5月にコロナウイルスが5類に移行しまして、久しぶりにほぼ1年間、11か月ですが、通常どおりの制約のない事業ができた形になっております。

6番にあります、利用者数ですが、8,112人となっております、令和4年度の6,356人に比べて27.6%、1,756人の増となっております。

展示事業ですが、企画展示、あるいは講座ですと「人権問題都民講座」「子供人権教室」「人権啓発指導者養成セミナー」などを開催しました。

こちらの講座などですが、令和3年度にコロナの対策として、やむを得ずということで、オンラインによる講座の開催を行いました。令和4年度から徐々に規制が緩くなってきて、オンラインと併せて、実際にセミナールームに来ていただいて、講座を聴いていただく形で、両方を併用してやってまいりました。

これまでどおり、講師の方に直接お話を聞いて、終わった後、質問などをされる方も多いのですが、現場での講義を望まれる方もいらっしゃいますし、また、特にお勤めの方などで、特に平日の夕方などの講座になりますと、移動時間が取れないので、今までは受けられなかった方が多くいらっしゃったのですが、こういう方も、オンラインの講座を引き続き行うということで、利便性がよくなった、選択肢が増えたということで好評いただい

ております。

また、講座の中で、(2)にあります企画展ですが、こちらの第2期にあります「『心と体を傷つけられて亡くなった天国の子供たちのメッセージ』展」につきまして、今までは港区芝の人権プラザのみで開催していましたが、初めて多摩地区に出まして、日野市でも開催いたしました。

当日、会場にいらっしゃった方には、今まで都心に行かなければ見られなかった展示を見られて、大変よかったというお言葉をいただいております。

また、講座・展示事業の中で、(8)にあります、体験・交流型の新たな事業ということで「人権ディフェンダーになるための4日間集中プログラム」また「人権ディフェンダーになるための2日間集中プログラム」ということで、こちらは、都の戦略になります「『未来の東京』戦略」に掲げる「インクルーシブシティ東京」の実現に向けてということで、インクルーシブな社会に導く・支える「人」の育成を推進する取組ということで、令和5年度に開始したものにります。

ユース世代とユース世代と関わる大人を対象とした参加・体験・交流型の学習プログラムを展開するとともに、(8)の下に【特別展示】と書いてありますが、子供の権利をテーマにした特別展示「セサミストリートの仲間たちと学ぼう！子どもの権利」を実施しております。

これは『セサミストリート』のキャラクターを用いまして、子供たちに子供の人権などを普及啓発していこうというものでございます。

『セサミストリート』は、いろいろな人種とかいろいろな個性を持ったキャラクターが集まったアメリカの教育番組ですが、こうした様々なキャラクターが登場する『セサミストリート』の世界で、子供が楽しみながら人権を学べる展示を行うということで、こちらの展示の開始日には『セサミストリート』のキャラクターを呼んで、地元の小学生を対象にお披露目会も実施しております。

当日来た子供からは、当たり前だと思っていたことが権利で保障されている、守られていることを初めて知ったとか、お母さんが知らなかったら教えてあげたい、学校で学んでいない、いろいろなことを学べてよかったなどという感想をいただいております。

こちらは『TBSラジオ』や『都政新報』に取り上げられたほか、ソニーミュージックのホームページとか、KADOKAWAの『ウォーカープラス』のサイトで人権が楽しく学べるお出かけスポットという形でも紹介していただきました。

こうした事業等について、これからもより多くの人に人権について学んでいただけるように、様々な取組について検討していきながら、これからも人権プラザの運営に当たっていきたいと思います。

本日はお忙しい中、お時間をいただきまして、ありがとうございます。

よろしく願いいたします。

○金子委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御報告がありました令和5年度の指定管理事業の概要報告に関して、指定管理者に対する質疑の時間を設けたいと思います。

せっかくですので、各委員全てに御質問の機会を与えたいと思いますので、順番に私が指名しますので、私から時計回りで丹野先生、関委員、石井先生、石渡先生の順番で質問をしていきたいと思います。

丹野先生、よろしいでしょうか。

お願いします。

○丹野委員 分かりました。

御説明ありがとうございました。

事業報告のことがうまく反映された結果だったのかなと思うのですが、思った以上に若い世代の利用が多いのだなということにすごく驚きを持ったのと、同時に、中身等を見せていただくと、10代だと、中学生の年代ですか、高校生よりも中学生のほうが多いのかなとすごく思いました。

その点から言うと、多分、中学から高校への段階のときと、高校から大学とかの段階だと、最初のときのほうは大きなハードルというか、いろいろな分岐点になっていて、だからこそいろいろな意味で社会と初めてぶつかるとか、そういう面が反映されて、多分、相談に行く人たちも多くなるし、また、初めて社会とぶつかったことの反映でもあると思うのですが、他方で、50代以上も多いのですね。

だから、言われてみると、あらゆる年代で多いというよりは、満遍なく利用されているというのが非常に象徴的だったと思うのですが、若いほうは多分、初めて利用する方が多いと思うのですが、逆に年配者というか、50代以上の方だと、初めてよりも2回目のほうが多かったのではないかな。

要するに、2回とか複数回の方が多かったのではないかなと思うのですが、アンケートとか、そういうものでは、どちらかという1回目の人の回答とか、1回目の人が持った印象はよく分かるのですが、複数回目の人たちがどのような印象を持たれて帰られたとか、そういうことは、分かる範囲でいいので、教えていただけますか。

○松村事務局長 施設の展示ですと、こちらの施設も頻繁に模様替えするわけにはいかないところがあるかと思いますが、初めての方が多くて、アンケートも初めての方の御回答ということになるのですが、都民講座とか、そういう講座とかイベントなどについては、2回目以上の方もいらしていただいています。

大体5割から多くて6割が初めての方で、通常、それ以外の方は、2回目、3回目以上の方となっております。

指定管理事業ではないのですが、就職差別の解消などのための映画会もやっていますが、そちらですと、初めての方が3割になっています。

ですから、展示はそう度々いらっしゃるものではないかもしれませんが、講座などには結構熱心に、常連の方みたいな方もいらっしゃるようです。

○丹野委員 ありがとうございます。

○金子委員長 よろしいですか。

続いて、関委員、お願いします。

○関委員 私も特別展示を見せていただきましたが『セサミストリート』ですね。

入ってすぐのところ、子どもの権利条約について分解して、我々が見ても、そんなことが書いてあったのかと、長年担当しても、そこまで細かくきちんときれいに書いていて、それを子供が読みやすく『セサミストリート』のキャラクターと併せて見ていけるので、非常に分かりやすいのかなと思っています。

ですので、各学校とか、クラス単位なのか、学年単位なのかは分かりませんが、大勢入っているところに出くわしたことはないのですが、多くの方が御来場されていると聞いていて、お金もかかったのかもしれませんが、今も展示されていますが、昨年度については、なかなかいい企画だったと思っています。

それから『ゴールデンカムイ』漫画を使ったものとして、アイヌの紹介をしていることについても、2023年は、今もそうなのですが、アイヌの取組について、各企業も、我々東京人権啓発企業連絡会は、2月にいつも「グループ研修研究発表会」をやっているのですが、去年もアイヌについての発表がありましたし、今年も1つのグループがアイヌの研究をまた発表するという予定も組まれていて、今、結構はやりというか、企業として取組をしようという意気込みが、通常の「ビジネスと人権」とは違った観点でできるようになっていることも含めて、人権プラザの企画展示についても、子供とアイヌという形で、非常に時代の流れにのっとった試みが取れていて、非常によかった展示だったかと思っています。

私からは以上です。

○松村事務局長 ありがとうございます。

アイヌにつきましては、先ほど『ゴールデンカムイ』などのお話もありましたが、漫画、映画、アニメなどになって人気が出たこともありまして、大変関心が高いようでして、今年も、最初の都民講座でアイヌの文化についてと人権について取り上げましたところ、450人近いお申込みをいただきまして、通常の倍以上かなと。アイヌ文化についての関心の高まりは、今実感しているところです。

今後も皆さんの関心も踏まえまして、また講座ができるかどうか、考えていきたいと思っています。

○金子委員長 関委員、それでよろしいでしょうか。

○関委員 はい。

○金子委員長 続いて、石井先生、お願いします。

○石井委員 私が資料を見ていて思うのは、満足度が非常に高いのかなと思っています、90%の人が満足というのは、施設としての展示の内容だったり、セミナーの内容だったり結構充実しているのかなと思っています。

他方で、広告・宣伝というか、これだけ満足度の高い施設に対して、来館者数がもっと増えてもいいのかなというところがあって、さっきの『セサミストリート』のところは、今、いろいろな媒体で宣伝していただいたところもあったと思うのですが、施設として、広報について、こんな戦略を持ってやっているとか、こんなことを考えているというところがあれば、お聞かせいただけないかと思っています。

○松村事務局長 『セサミストリート』などは、子供に分かりやすい以外に、入り口付近にいろいろなキャラクターを展示していますので、非常に明るく、入りやすくなったかなと思っています。そういう取組についてもいろいろと考えていきたいと思います。

また、特に若い世代などに興味を持っていただくために、インターネット広告なども今年度は試しているところでございます。

インターネット広告に限らず、そういういろいろな取組にこれから挑戦していきまして、来館者数も伸ばしていきたいと思っています。

○石井委員 小学校とかでよくチラシとかをもらってくるのですが、ああいうものはやられたりされているのですか。

○松村事務局長 子供のためのイベントなどがあるときには、学校にもお配りしています。

○石井委員 そうなのですね。

そうやって目に留まる機会で人権の裾野を広げていくところが、多分、施設としての大きな目的かなと思っています、これだけ充実した内容のコンテンツができていて、それを今度はどう広げていくかというところを重点的にやられるのがいいのかなと思っていますので、その辺りの取組を引き続き充実させていただければと思っています。

もう一点、全然別の話なのですが、個人的には法律相談というか、相談内容に関心があって、LINEでの相談を開始したとあると思うのですが、これは今、どれぐらいの件数で、どんな相談が来ている形になっているのですか。

○松村事務局長 LINEの相談自体は、資料にもありますが、昨年度は13件で、今は10件を切るぐらいだったと思います。

件数としては多くないのですが、大体誹謗中傷や個人情報の話とか、そういう問題の相談が多いようです。

こちらにつきましては、LINEでの広告などをやりまして、LINEはお友達登録をしないと相談できないのですが、お友達件数につきましては、今、約1,450件になっております。

お友達登録という形でつながっていますので、これをどう相談に結びつけていくかということがこれからの課題かと思っています。

○石井委員 そうですね。

まず、気軽に相談できるという意味では、すごく裾野が広がる部分と、他方で、相談の内容が不明確だったり、なかなかうまく解決に結びつけられないみたいなどころがあるので、やり方の工夫は結構必要なのかなというのは、相談とかをやっていると感じる場所です。

○松村事務局長 LINEの相談から、必要があれば、プラザの法律相談等を紹介してつなげたりもしております。

また、LINEは、業者などの話を聞きますと、若い人は、硬い文章とか長い文章は読まないのだということがありまして、かといって人権相談では砕け過ぎた表現もできないので、どのようにアプローチしていこうかと今悩んでいるところです。

少し前に、LINEで先輩や上司からメッセージが来たときに、最後に「。」がついていると、パワハラと感じるというような調査がマスコミで出ていましたが、若い人などの意見も聞きながら考えていきたいと思っております。

○石井委員 分かりました。

以上です。

○金子委員長 よろしいでしょうか。

○石井委員 はい。大丈夫です。

○金子委員長 では、石渡先生、お願いします。

○石渡委員 本当にいろいろな企画をされて、幅広い人権擁護に関する活動をしていらっしゃるなと思いました。

私も、今、石井委員からお話があったインターネットの人権侵害の相談にとっても関心を持っています。今、少しお話を聞いたのですが、インターネットによる誹謗中傷などの相談を受けた体験から、どうなくしていくかといった取組は、プラザとしては何か考えていらっしゃるのでしょうか。

これからの人権課題ということで、とても気になっているところです。対面であれば、いろいろとやり方もあるかと思うのですが、ネット上の場合、どのように厳しい状況を変えていけるかは、とても関心があるところです。もし何かお考えがあったら教えてください、というところが1点です。

あと2つほどありまして、子供の権利に関しては、児童福祉法の改正などもあったので、子供の意見表明などがとても注目されて、いろいろな実践が始まっていると思います。プラザでも子供の人権に関していろいろとやっていたらっしゃるということですが、9月のいじめのことなどは、すごく具体的によく分かりました。子供の人権といっても、どんなところに力を入れていらっしゃるのか、私は分かり切れなかったので、特に何かあれば、教えていただきたいというのが2つ目です。

それと、人権ディフェンダーの養成をおやりになって、何か具体的な活動に結びついていくのかどうか、その辺りを教えてください。

○松村事務局長 まず、インターネットの人権ですが、私どもも公益財団法人ですので、何か強制権を持ってみたい解決の仕方は難しいので、啓発を進めていくしかないかと思っております。

例えば令和5年度ですと、教職員を対象に講座を開きまして、SNSの使い方について講座を行ったりしております。

子供の人権については、『セサミストリート』などのキャラクターを使ったというのがありますし、例えば子供の人権講座ということで、例えば性的マイノリティーなどの問題について、易しい言葉で解説する講座を開いたりしております。

それと、今年も第1回目で、9月に子供のための人権講座ということで、これは割と小さい世代、小学生とかを対象に『セサミストリート』のキャラクターを呼んで講座を開く予定になっております。

人権ディフェンダーですが、これは日本語で言うと人権擁護者という感じになるかと思うのですが、そういう感じで、よく私どもで「インクル事業」などと言っているのですが、新しく始まった事業で、若い世代に向けて講座を開きまして、一人ひとりが、人権について深く考えてもらう機会を設けまして、今後、自分あるいは周りについて、人権の好影響があった取組をしていくということで講座を開いていまして、昨年、定員20人で申し込みまして、20人で、1人で3人影響を与えれば60人になるから、そのままやっていけばどんどん広がっていくだろうという形なのですが、たしか17人が修了という形で、講座を全部終えられて、修了証を差し上げました。

その方たちは、人権に対してほぼ100%意識が強くなったとか、これから周りのためにやっていきたいということで、講座が終わった後も自主的に集まって、一緒に学んだ人間と議論したりということがまだ続いているということで、こういう取組を続けていければ、だんだんと周りに人権的にいい影響を与える人も増えていくのではないかと期待しております。

○石渡委員 ありがとうございます。

プラザとしては、啓発がメインになるのはよく分かるのですが、都の政策との連携で、いろいろな課題をどう変えていくかといった流れができないかなと、とても期待しているところです。

以上です。

ありがとうございます。

○金子委員長 よろしいですか。

○松村事務局長 できるか、都と相談しながらやっていきたいと思っております。

○金子委員長 では、続いて、私から。

質問というよりは、お願いなのですが、年間の事業報告を作成していただいて、提出していただいているのですが、その中を見ますと、例えば18ページに、講座の内容を、YouTubeを使ってアーカイブにしていますとか、旧Twitter(X)を使って広報していますとか、そういうことがいっぱい書かれているのですが、デジタルで情報発信をしますと、何人が見たかとか、何人が評価したかというデータが全部取れるはずですが。

なので、私どもとしても、これから皆さん方が頑張っている姿に対して、頑張りましたねと言いたいというのは、定量的なデータがいっぱいあると評価しやすい部分もありますので、来年度以降、御報告いただく際には、そのようなデータが取れるものについては、

報告の中に記載をお願いできればと思いますが、可能でしょうか。

○松村事務局長 どういうものが取れるのかは、今、お約束はできませんが、その方向で努力していきたいと思います。

○金子委員長 よろしく願いいたします。

一応、一通り各委員に御質問いただいたのですが、ほかの委員の質問とかも聞いて、追加で質問されたい方はいらっしゃいますでしょうか。

○丹野委員 よろしいですか。

○金子委員長 では、丹野先生、お願いします。

○丹野委員 私も質問というよりは、リクエストなのですが、ぜひ満足度を聞くところで、もしくは満足度を聞いた後に、1つ質問を加えていただいて、どんな気づきがあったのかというのを入れてもらえると、要するに、具体的に人権のどの部分に気づくようになったのかというのがはかれるようになると思うのです。

要するに、量ではかるだけではなくて、質の部分というか、来た人たちの変化の部分であったり、新たにどう変わったのか、どういう意識付けができたのかという内容的なところは、評価する上では知りたいところなので、1問でいいので、何に気づきましたかみたいなものを入れていただけるといいかと思いました。

○松村事務局長 御希望にお応えできるように努力したいと思います。

○金子委員長 ほかの先生はどうでしょう。

よろしいですか。

それでは、時間になりましたので、質疑応答についてはこれで終了させていただきたいと思います。

次の審議を進めていきたいと思いますので、指定管理者の皆様方は御退室をよろしく願いいたします。

本日は御苦労さまでした。

○松村事務局長 ありがとうございます。

よろしく願いいたします。

(公益財団法人東京都人権啓発センター退室)

○金子委員長 では、よろしいですか。

続きまして、今、指定管理者から御説明いただいたことも踏まえまして、資料3、先ほど事務局から説明いただきました所管局の一次評価に関して、質疑応答をさせていただきたいと思います。

先ほど同様に、各委員から質問等をいただきたいので、順番に私から指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

また丹野先生からよろしく願いいたします。

○丹野委員 特に大きな質問はないのですが、若干思ったところがございまして、例えば、提案事業を評価しているところは、項目のどこでしたか。

○渡邊課長 22番目以降。22や23とか。

○丹野委員 ここか。すみません。

提案事業は、全部で4つですね。

○渡邊課長 はい。

○丹野委員 結果として、多分、同じことになってしまうと思うのですが、例えば僕がちょっと思ったのは、提案事業はとても大切なことだと思うのです。

そして、その部分で指定管理をしていただいている団体さんの側の自主性というか、要するに、管理させている側の意識付けも進めていく必要があると思うので、せっかく自主提案したものの中で、今回だったら、例えば4つに分けて出ているのですが、その中でメリハリをつけるという意味で、自主的にやったことの中で2倍に評価するようなものを設けてもいいのかなと思いました。

そのほうが、何をしなくてはいけないということに対して、よりはっきりとした意識付けができると思いますし、同様なことで思ったのが「ただし、以下の項目の配点を2倍とする」ということで「人権相談の実施状況」と「都の政策と連動した事業の実施」の2つについて2倍にするということですが、広い意味で「人権相談の実施状況」を考えると、この問題は、とにかく管理していただいている側の人的な能力というか、相談能力を高めることがすごく重要なことです。

そうすると、人材育成であったり、その部分をきちんとやっていることに2倍のウエートをかけるような感じで、人的な資源を長期的に形成していくことに対してインセンティブがかかるような、そういうウエート付けがあってもいいのかなと思ったところです。

その点では、要するに、もちろん、制度的な意味合いとしては、今を評価するという意味でこういうことをやるわけですが、その評価をし続けていくことによって、長期的にこういう組織になるという方向付けが一緒にできるといいかなと思っていますので、今の1倍、2倍という倍率付けのところを少し考えてもいいのではないかと思った次第です。

○渡邊課長 ありがとうございます。

私からお答えさせていただきます。

御質問いただいて、ありがとうございます。

2倍付けの項目につきましては、おっしゃるとおりで、人権相談も大事だし、提案事業も大事だしというところで、やっていただいている事業はどれも大事だと私どもも考えております。

どのようにメリハリをつけるかというのは、おっしゃるとおりで、かなり迷ったところでございますが、今年度はこういう形で、相談事業の実施と、こちらの提案事業も含めてですが、全体というところで広い意味での都の連動というところはつけさせていただきます。

来年度につきましては、先生がおっしゃるとおりで、提案事業で、今年は特にこういうところに力を入れてほしいとか、そういうところを考えて、重み付けについては、このよ

うに毎年考えていこうと思っておりますので、また御意見いただければと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

○金子委員長 丹野先生、よろしいでしょうか。

○丹野委員 あと1点。

先ほども言ったように、量の把握と同時に、何か質の把握ができるような仕組みづくりをしておいてもらえると、人権は時代とともに変わっていきますし、どんどん変わるからこそ、きちんとその変化に追いついていっているのかどうなのかというところもうまく把握できるような項目づくりを考えていただきたいと思っております。以上です。

○金子委員長 事務局、よろしく申し上げます。

○渡邊課長 分かりました。

検討させていただきます。

ありがとうございます。

○金子委員長 では、続いて、関委員、お願いします。

○関委員 確におっしゃるとおり、標準どおりと言っていたら、2倍の項目が少ないから、どうしても1点にしかないではないですか。

そうやって足し算していくと、どうしてもBになりがちで、なかなかAにならないですねという感じがするので、評価されて、標準どおりできているねとBとなっていってしまうとか、1点ずつになってしまうということならば、2点加算するところについては、いい評価になれば掛ける2だから、2掛ける2で4点とかになったりするので、厳しく判断する必要がありますが、やってきたねと思ったら、そこはきちんと4点をつけられるような項目が2つぐらいあってもいいのかなという感じはします。

自分たちが、これだったらできそうなものがあると提案して、それを都と連携して、いいよとやっておいて、さあ、できましたというのだったらそうではなくて、都からも難しい提案をして、向こうは分かった、それをやってみましょうということができたのならば倍とか、重いもので、到達点がうまくいけば達成できるようなものを意識付けて、項目を入れるなどもいいのではないかと思います。これだと、どうしてもBになってしまうので。以上です。

○渡邊課長 ありがとうございます。

○金子委員長 事務局のほうで何かありますか。

○渡邊課長 ありがとうございます。

お2人の先生がおっしゃっていることは、よく我々が人権プラザというか、センターと日常的にコミュニケーションをして、より良い目的のためにはどうすればいいのか、より頑張りなさいという御指摘だと思いますので、そういう点でしっかりとコミュニケーションを取っていくところは、今年1年も頑張っていこうと思っておりますので、またお気づきの点がありましたら、御指摘いただければと思います。どうぞお願いします。

○金子委員長 関委員、以上でよろしいでしょうか。

○関委員 はい。

○金子委員長 では、続いて、石井先生、お願いします。

○石井委員 内容に関してはさっき御質問したのですが、満足度が90%以上であるけれども、数字だけを見ると98とか、かなり高い水準なので、これは、本来だったらもうちょっと点数が高くてよかったのかなと感じたのが一つと、アンケート。

ここに来館されたり、イベントに参加されたりされる方は人権意識の高い方だと思うので、その方から、今、どんなことに関心があるのかとか、企画展示についての次のアイデアを募集していくのも結構重要なのかなと思っています。

なので、アンケートの在り方というか、そういった声をどうやって取り込んでいくかというところも大事なのかなと思うので、そういったところも次回以降、議論の土俵にというか、こういう形で、取っているアンケートについての改善点とか、さっき丹野先生もおっしゃっていたような形で、具体的なものを基に議論していくのもやり方としてはありなのかなと感じました。感想みたいなものです。以上です。

○金子委員長 事務局から何か回答はございますか。

○渡邊課長 ありがとうございます。

人権プラザでは、「都民講座」や「子供人権教室」とか、講座のテーマ設定は、センターの中でも考えていただいて、我々と議論しながら決めていっているのですが、その中で、アンケートを基に、人気のある講座はしっかりとやりつつ、一方で、関心はないけれども、大切な分野もございますので、そういうところをバランスよくしっかりとテーマ設定して、翌年度は内容を更新して、またいい先生をお呼びしてというので年々アップして行って、評価もしっかりと、1点ではなくて、2点と上げられるような形で、しっかりと話をしていきたいと思っておりますので、そういう形で進めていきます。

○石井委員 企画の内容も、まさにおっしゃっている、関心がなくても、やらなければいけないというか、そこを変えていくとかもあって、その辺りが、講座の名前と内容だけ羅列されていると、いまいちよく分からなくて、もしそこが伝わると、より評価としてとか、議論として具体的なことがいろいろと言いやすいのかなと思うので、その辺の工夫もしていただけるといいかなと思いました。

○渡邊課長 分かりました。

ありがとうございます。

○金子委員長 よろしいですか。

○石井委員 はい。

○金子委員長 では、石渡先生、お願いします。

○石渡委員 人権のことに関わっていると、厳しい侵害で、こっちもつらくなってしまうことが結構あります。プラザの企画は、今日の『セサミストリート』や『コルチャック先生』とか、子供のことからなのかもしれませんが、楽しい、みんなでわくわくできるような企画をいろいろと検討してくださっていることが、すごく面白いと思いました。

先ほども事業者の方にお話ししたのですが、相談を受けた結果をいろいろな人権問題にどう還元していくかが都の政策と関わってくるところだと思います。インターネットによる誹謗中傷は本当に深刻なものが多く、何でそんなことを言われなくてはならないのかと、本当に厳しい状況に行ってしまうことがあります。相談によって傷つきなどがいい方向に向かったなど、好事例の報告などを紹介していただくと有り難いと思います。

誹謗中傷を少なくしていくために、どんな手を打つかといった施策につながっていくとも考えられます。先ほどから数ではなくて質とおっしゃっていただいているのですが、受けた相談が質の向上とか、具体的な今後の展開につながるような受け止め方ができるといいなと思いました。

相談の質の向上については、私は、2年ぐらい前から東京都の障害の虐待防止に関わる権利擁護センターに関わらせていただいている、外部のアドバイザーという方を設定して、私もその一人です。

いろいろな立場の権利擁護に関わる方たちが、御自分の体験を踏まえて、相談を受けている方たちにアドバイスをすることで、非常に広がりや深まりが出てくると感じています。アドバイザーとして参加している私たちも、いろいろな気づきがあって、ありがたいので、相談の質を高めるために手を打っていただけるといいのかなと感じた次第です。

個人情報に関わることもあると思うのですが、ほかではなかなか受けられないお話を聞いていらっしゃると思うので、それを少し生かす流れができるといいなと改めて思いました。以上です。

○渡邊課長 ありがとうございます。

先生、御意見をありがとうございます。

先生がおっしゃるとおりで、相談を受ける側の質の向上が一番大切なところですよ。

一方で、人権課題は毎年難しくなるし、広がるしというところで、センターのほうもそこは課題だと認識しているところでございます。

なので、まずはセンターの中で研修したりというところはしっかりとやらせていただいているのですが、先生がおっしゃるとおり、外部の方々の力を活用してというところも引き続き何かしらできないか、センターと話をしてみたいと思っております。

インターネットの人権侵害はおっしゃるとおりで、もちろん、プラザだけでは解決できないと認識してはいますし、国も頑張っていますし、一方で、我々も若い方向への普及啓発はやっていかなければいけないと思っておりますし、この夏から秋にかけて、プラザとは関係ございませんが、プロ野球チームとかサッカーチームと連携して普及啓発して、球場内のビジョンに映像を流したりします。特にスポーツとかだと、20代、30代の方もたくさん来ていますので、そういうところでまずは普及啓発をしっかりとさせていただこうと考えております。

以上でございます。

○金子委員長 石渡先生、よろしいですか。

○石渡委員 今のスポーツチームを活用しての普及啓発は、本当にお上手だなと思っています。ありがとうございました。

○金子委員長 最後に、私からは、今後の評価の在り方について、御検討いただきたいこととして、一次評価の項目に「29 利用促進への取組」があつて、そのなかに「広報・PR等の実施」という項目があるのですが、社会のデジタル化が進んでいく中で、アナログベースで人が直接行って講座をするという広報のほかに、さっきもXやYouTubeとかがありました。そういうデジタルを使った広報も両局面であると思うのです。

なので、今、1つしか項目がないのですが、2つに分けるとか、特に先ほどお願いしましたが、デジタルについては、利用者数とか閲覧数のデータが取れて、評価もしていけるとお思いますので、そのところは、評価項目として、アナログとデジタルを分けて評価するような形で、事業者側の取組を評価してあげることが必要なのかなと思います。

よろしくお願ひします。

○渡邊課長 ありがとうございます。

検討させていただきます。

ありがとうございます。

○金子委員長 一通り質疑させていただきましたが、追加で何か質問したいことがあれば、時間を取りますが皆様いかがでしょうか。

では、質疑については、以上にしたいとお思います。

それでは、引き続きまして、本委員会における二次評価について審議をしたいとお思います。

事務局から、評価委員会による二次評価の案について、説明をお願いいたします。

○渡邊課長 ありがとうございます。

資料4を御覧ください。

事務局から、二次評価の案として、資料4を読み上げさせていただきます。

まず「管理状況」についてでございます。

協定、事業計画及び「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権プラザの設置目的に沿って、中立性・公平性の確保に留意しながら、幅広い人権課題に対応することを旨として、適切に管理運営に当たっております。

事業実施手順を標準化・明確化し、業務執行に係る基本研修を行うなど、人権プラザの管理運営に当たり必要となる職員の能力向上に係る取組を実施しております。

次に「事業効果」についてでございます。

人権相談について、都民のニーズを踏まえ、一般相談・法律相談におけるオンライン相談、「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS（LINE）相談を開始し、相談対応を拡充した。

図書資料室等を活用した事業を適切に実施し、図書資料室附帯事業の受講者数が令和4年度比202.9%、図書資料室利用者数が令和4年度比172.9%と高い水準となった。

アウトリーチ活動に活用可能な展示の充実・強化を図り、出張展示の効果的な運用と実績増を達成した。

施設利用に関するアンケート調査結果では、来館者の満足度が98.7%と、非常に高かった。

「『未来の東京』戦略」に掲げられた多様な人が共に支え合う「インクルーシブシティ東京」の実現に向け、特別展示の更新を行ったほか、テーマ展示や学習プログラムを取り入れるなど、都の政策と連動した取組を積極的に行い、人権教育・啓発等を総合的に推進した。

最後に「その他」でございます。

【特命要件の継続】につきましては、事業の中立性・公平性を担保しながら、東京都人権施策推進指針に掲げる人権課題全般にわたる活動及び業務実績を着実に積み上げており、特命要件は継続している。

こうしたことから、二次評価につきまして、事務局の案としましてはB評価「管理運営が良好であった施設」としております。

以上で、事務局の説明は終わります。

よろしく願いいたします。

○金子委員長 ただいまの事務局からの説明について、御意見、御質問はありますでしょうか。御意見、御質問のある方は、挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本評価委員会による二次評価について、お諮りいたします。

所管局による一次評価では、冒頭に事務局から説明がありましたとおり「管理運営が良好であった施設」ということで、評価はBとなっております。

これまでの審議いただきました事項を踏まえ、本評価委員会による二次評価といたしましても「管理運営が良好であった施設」ということで、評価はBとし「管理状況」「事業効果」及び【特命要件の継続】に関しての文面は、事務局の案のとおりとしたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。何か修正等の御意見はございますでしょうか。

異議がないということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○金子委員長 皆様方から異議なしとご発言いただきましたので、これにより、本委員会における二次評価は、事務局説明のとおりということにいたします。

この評価結果は事務局を通じて、東京都人権プラザの所管局長である総務局長に報告をさせていただきます。

本日は、委員の皆様方の御協力をいただきまして、円滑に議事進行を行うことができました。ありがとうございました。感謝しております。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、事務局に進行をお返しいたします。

○渡邊課長 ありがとうございました。

本日の評価結果につきましては、委員長からの委任を踏まえまして、事務局から総務局長に報告した後、所管局による総合評価を実施いたします。

総合評価の結果につきましては、都のホームページに公表を予定しております。

公表時期は、9月となる見込みでございます。

詳細が決まり次第、改めて委員の皆様には御案内させていただきたいと考えております。

以上をもちまして、「令和6年度東京都人権プラザ指定管理者評価委員会」を終了いたします。

本日はありがとうございました。

午後2時39分閉会